

長野県喀痰吸引等業務の登録申請等実施要綱

平成 24 年 3 月 6 日 23 健長介第 557 号、23 障第 626 号
一部改正 平成 25 年 2 月 5 日 24 健長介第 580 号、24 障第 529 号
一部改正 平成 26 年 3 月 18 日 25 健長介第 656 号、25 障第 602 号
一部改正 平成 30 年 8 月 21 日 30 介第 261 号、30 障第 406 号
一部改正 令和元年 12 月 14 日 元介第 443 号、元障第 660 号
一部改正 令和 3 年 2 月 18 日 2 介第 683 号、2 障第 745 号
一部改正 令和 4 年 4 月 1 日 4 介第 291 号、4 障第 290 号
一部改正 令和 8 年 6 月 29 日 8 介第 319 号、8 障第 300 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）、社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和 62 年政令第 402 号。以下「施行令」という。）及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号。以下「省令」という。）に規定する登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）、認定特定行為業務従事者、登録研修機関の登録申請等に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(登録喀痰吸引等事業者の登録申請等)

第 2 条 法第 48 条の 3 及び法附則第 27 条第 1 項の規定による申請は、第 1 - 1 号様式による登録申請書により行うものとする。

(登録喀痰吸引等事業者の管理)

第 3 条 法第 48 条の 5 第 2 項に規定する登録簿は、第 2 - 1 号様式とし、法附則第 27 条第 2 項に規定する登録簿は、第 2 - 2 号様式とする。

(登録喀痰吸引等事業者等の変更等)

第 4 条 登録喀痰吸引等事業者又は登録特定行為事業者(以下「登録喀痰吸引等事業者等」)は、喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者においては特定行為業務）（以下「喀痰吸引等業務」という。）について、実施する喀痰吸引等業務を追加する場合は、第 3 - 1 号様式による更新申請書により行うものとする。

2 登録喀痰吸引等事業者等は、登録を受けた次の事項について変更しようとするときは、変更日の 10 日前までに第 3 - 2 号様式により届出を行うものとする。

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 事業所の名称及び所在地

(3) 申請者が法人にあっては、法人の寄付行為又は定款及び法人役員の氏名

3 登録喀痰吸引等事業者等は、業務方法書、喀痰吸引等を行う介護福祉士又は認定特定行為業務従事者の氏名及び実地研修責任者(登録喀痰吸引等事業者のみ)に変更があった場合は、変更後 10 日以内にその旨を第 3 - 2 号様式により届出を行うものとする。

4 登録喀痰吸引等事業者等は、喀痰吸引等業務を行う必要がなくなった場合は、登録を辞退

する予定日の1か月前までに第3-3号様式により届出を行うものとする。

(認定特定行為業務従事者認定証)

第5条 認定特定行為業務従事者認定証は、次の各号による様式により交付するものとする。

- (1) 省令別表第一号又は第二号研修修了者は、第4-1号様式
- (2) 省令別表第三号研修修了者は、第4-2号様式
- (3) 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)(以下「改正法」という。)附則第14条第2項に規定する者のうち不特定多数の者を対象とする者は、第4-3号様式
- (4) 改正法附則第14条第2項に規定する者のうち特定の者を対象とする者は、第4-4号様式

(認定特定行為業務従事者の交付申請等)

第6条 認定特定行為業務従事者認定証の交付の申請は、次の各号による様式により申請するものとする。

- (1) 前条第1号の交付を受ける者は、第5-1号様式
- (2) 前条第2号の交付を受ける者は、第5-2号様式
- (3) 前条第3号の交付を受ける者は、第5-3号様式
- (4) 前条第4号の交付を受ける者は、第5-4号様式

(認定特定行為業務従事者認定証の管理)

第7条 法附則第11条第1項に規定する認定特定行為業務従事者認定証の管理は、第6号様式により行うものとする。

(認定特定行為業務従事者の変更等)

第8条 認定特定行為業務従事者は、省令附則第5条各号に掲げる事項について変更があったときは、省令附則第7条の規定に基づき、次の様式により届出を行うものとする。

- (1) 氏名又は現住所地が変更した場合は、第7-1号様式
- (2) 特定行為業務が変更した場合は、第7-2号様式

(認定特定行為業務従事者認定証の再交付の申請等)

第9条 認定特定行為業務従事者は、認定特定行為業務従事者認定証を汚損し、又は失ったときは、省令附則第8条第1項の規定に基づき、遅滞なく、第8号様式により再交付申請書を提出するものとする。

(認定特定行為業務従事者の認定辞退届等)

第10条 認定特定行為業務従事者は、法附則第11条に定める認定特定行為業務従事者の認定について辞退する場合は、速やかに第9号様式により認定特定行為業務従事者認定証を返納するものとする。

(登録研修機関の登録申請等)

第11条 法附則第13条の規定による申請は、第10-1号様式の登録申請書により行うものとする。

2 登録研修機関の登録は、長野県登録研修機関登録基準により行うものとする。

(登録研修機関の管理)

第12条 法附則第15条第2項に規定する登録簿は、第11号様式とする。

(登録研修機関の更新等)

第13条 登録研修機関は、法附則第13条に定める登録内容を更新する場合は、5年ごとに、第12-1号様式による更新申請書により行うものとする。

(登録研修機関の変更等)

第14条 登録研修機関は、法附則第18条の規定による変更をしようとするときは、変更日10日前までに第12-2号様式により届出を行うものとする。

2 登録研修機関は、法附則第19条の規定による業務に関する規程を変更しようとするときは、研修開始日1か月前までに第12-3号様式により届出を行うものとする。

3 登録研修機関は、法附則第20条の規定による業務の休止又は廃止を行う場合は、休止又は廃止を行う日の1か月前までに第12-4号様式により届出を行うものとする。

4 登録研修機関は、業務を再開しようとするときは、再開する予定日の1か月前までに第12-5号様式により届出を行うものとする。

(市町村等への情報提供)

第15条 知事は、登録喀痰吸引等事業者等の登録等をしたときは、市町村、国民健康保険団体連合会等に対して、当該登録等に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 登録喀痰吸引等事業者等の登録番号
- (2) 当該申請者の氏名、法人である場合は代表者名及び住所
- (3) 主たる事業所の名称及び所在地
- (4) 喀痰吸引等業務の内容
- (5) 登録及び変更（更新を含む）、廃止又は登録の取消し等の年月日
- (6) その他知事が必要と認める事項

(公示)

第16条 法第48条の8及び法附則第24条の規定に基づき、公示を行うものとする。

(書類の提出部数及び経由)

第17条 第2条から第4条の規定により知事に提出する申請等の書類は、正副2部とし、申請に係る事業所の所在地を所轄する保健福祉事務所長、特別支援学校にあっては教育長を経由するものとする。

2 特別支援学校の教員に関する第5条に規定する認定証の受け渡し及び第6条から第10条の規定により知事に提出する申請等の書類は、教育委員会を経由して行うものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 30 年 8 月 21 日から適用する。

この要綱は、令和元年 12 月 14 日から適用する。

この要綱は、令和 3 年 2 月 18 日から適用する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から適用する。